

令和7年度事業計画書



社会福祉法人 三重県共同募金会

目 次

I 基本的な考え方

- | | | | |
|---|--------------|------------|-----|
| 1 | 共同募金の取組み | ・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 共同募金運動の展開 | ・・・・・・・・・・ | 1 |
| 3 | 災害発生時の被災地支援等 | ・・・・・・・・・・ | 1～2 |

II 重点項目

- | | | | |
|---|------------------------------|------------|---|
| 1 | 共同募金運動への県民の理解と参加の促進 | ・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2 | 市町共同募金委員会との連携による共同募金運動の展開 | ・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 企業等との共同募金運動の連携取組みと新しい募金方法の推進 | ・・・・・・ | 2 |

III 事業の実施計画

- | | | | |
|---|-----------------------|------------|-----|
| 1 | 組織運営 | ・・・・・・・・・・ | 3～4 |
| 2 | 共同募金運動の推進 | ・・・・・・・・・・ | 4～5 |
| 3 | 多様な募金手法の展開 | ・・・・・・・・・・ | 5～6 |
| 4 | 災害たすけあい | ・・・・・・・・・・ | 6 |
| 5 | 課題に直面する人々を支援するための活動支援 | ・・・・・・・・・・ | 7 |
| 6 | 顕彰・表彰 | ・・・・・・・・・・ | 7 |

令和7年度事業計画（案）

令和7年3月13日

I 基本的な考え方

1 共同募金の取組み

共同募金は、開始されて以来、70年を超える歴史の中で、時代の要請に応じて、地域の民間福祉活動を支えてきました。

近年では、少子高齢化の進展や人口減少、単身世帯の増加といった社会構造の変化により、福祉ニーズの複雑化、多様化が進んでいます。

共同募金会は、人々が地域社会とつながる中で、安心して生活を送ることができる社会を目指す、住民主体の福祉活動や社会福祉法人、NPO等による先駆的な福祉活動への財源醸成という重要な役割を果たしています。

令和7年度も引き続き、社会福祉協議会等の関係機関と連携のうえ、共同募金における運動性の再生に向けた取組みを、市町共同募金委員会や関係団体等と協働しながら進めていきます。

2 共同募金運動の展開

令和6年度共同募金運動は、県民の皆さんをはじめ関係団体、自治会、ボランティア等多くの方々にご協力をいただき、募金額は2億9,360万円余となり、昨年度実績を約1,270万円上回ることができました。

引き続き、県民の皆さんの共同募金への理解を深めていただき、募金運動を展開していきます。また、県民の皆さんから共感が得られる配分事業とするため、令和6年度に改正を行った配分実施要領等も踏まえ、募金運動を実施していきます。社会貢献に取り組む企業等については、引き続き、募金運動への協力を呼びかけるとともに連携していきます。

3 災害発生時の被災地支援等

令和6年元旦に発生した能登半島地震をはじめ、地震や大雨、火災などの自然災害が頻発しており、国内各地で甚大な被害が発生しています。共同募金会では、災害時には、義援金の受け入れ及び送金に関する業務を行うとともに、

令和7年度も災害等準備金を積み立て、必要時には迅速に拠出を行うことにより、的確に被災地の活動を支援します。

Ⅱ 重点事項

1 共同募金運動への県民の理解と参加の促進

寄付者の方への感謝の思いと募金の活用方法を「共同募金広報の取組み方針」(令和7年度版)に基づき、広報を行うことにより、県民の皆さんに共同募金に対する理解を深めていきます。

広報に際しては、各種広報媒体(HP、広報紙、報道機関への資料提供等)に加え、令和6年度に県共同募金会が作成した広報資材のサインポール(赤羽家)やウォーキングバルーン(愛ちゃん・希望くん)を積極的に活用していきます。

また、県民の共同募金運動への理解を深め、運動の普及拡大を図るための取組みとして、「三重の赤い羽根募金バッジデザイン」を募集します。

2 市町共同募金委員会との連携による共同募金運動の展開

共同募金運動の展開にあたっては、これまでの運動の実施結果からの課題等を踏まえた対応が必要となります。このため運動方法を工夫する等、市町共同募金委員会と連携を密にして、効果的な募金運動を展開します。

3 企業等との共同募金運動の連携取組みと新しい募金方法の推進

企業等の社会貢献が拡大する中、「三重の企業等共同募金協力プログラム」の3つのプログラム(①三重の赤い羽根募金百貨店プロジェクト ②三重の赤い羽根企業等応援団 ③三重のスポーツと共同募金連携取組み)に積極的に取り組んでいきます。

企業等へ適時、適切に情報提供するとともに、期間拡大期(1月～3月)には、ダイレクトメールによる法人募金を呼びかけます。

また、UMOUPROJECT、自動販売機の設置、インターネット募金等の新たな募金方法の推進に市町共同募金委員会と取り組んでいきます。

Ⅲ 事業の実施計画

1 組織運営

(1) 会務の運営

①役員会等の開催

県共同募金会の適切な運営を図り、理事会、評議員会、配分委員会を適宜、開催します。

②事務事業の見直し、効率化

共同募金運動を推進するため、事務事業の見直し、効率化を図るとともに必要に応じて規程等を改正します。

③情報公開の推進

事業運営の透明性を高め、ホームページや各種の広報媒体を活用して、積極的に情報公開を行います。

(2) 市町共同募金委員会との連携と支援強化

①会議及び研修会の活性化

事務局長会議、担当者会議等を適宜、開催して、意見交換や情報提供の場とします。

また、市町共同募金委員会職員を対象に、募金運動の推進に役立つ研修会（初任者／現任者、はねっと）を開催します。

②市町共同募金委員会への訪問

意見交換等を行うため、市町共同募金委員会を県域のブロック単位により、訪問します。

③出前講座の実施

要望のある市町（運営委員会等）を訪問し、共同募金運動の現状や県内の動向等について説明します。

(3) 募金の適正な配分と事業実施

①配分事業の適正実施

共同募金の配分事業が適正に実施されるよう説明会等を開催します。

また、配分団体（団体、社協）の監査を実施し、事業実施状況を確認するとともに、実施結果は次年度の配分事業に活用します。

②適正な配分に向けた取組み

共同募金配分要領等については、社会状況や住民ニーズ等の変化に伴い令和6年度に必要な事項の見直しを行いました。令和7年度は、改正後の要領等に基づき、適正な配分に取り組んでいきます。

(4) 広報活動

①報道機関、関係機関等への情報提供及び広報の協力依頼

共同募金の理解を深めるため、報道機関に積極的に情報提供するとともに、取材等の依頼を働きかけていきます。

また、関係機関等のホームページや広報誌等に掲載協力を依頼します。

②ホームページ、広報誌「福祉みえ」の活用

ホームページ運用方針に基づき、ホームページで効果的に情報発信します。

また、広報誌「福祉みえ」への掲載は計画的に行い、効果的な情報を発信します。

③募金活動、配分事業の情報発信

共同募金に係る広報活動を拡充・強化するために、「共同募金広報の取組み方針」（令和7年度版）に基づき、市町共同募金委員会、受配者団体等と連携して積極的に情報発信します。

④広報資材の活用

広報に際しては、令和6年度に県共同募金会が作成した広報資材のサインポール（赤羽家）やウォーキングバルーン（愛ちゃん・希望くん）を積極的に活用していきます。

⑤三重の赤い羽根募金バッジのデザイン募集

共同募金運動の啓発用バッジのデザインを県民から広く募集し、共同募金の趣旨の理解を深めます。令和7年度は、表彰にあたって、小学生の部を新たに設け、バッジデザイン募集への参加を更に促していきます。

2 共同募金運動の推進

(1) 一般募金

①10月1日に共同募金オープンセレモニー（街頭啓発活動）を実施し、運動開始の気運を高めます。

②企業に積極的に働きかけ、法人募金の拡大に努めます。

③行政機関や関係団体などに働きかけ、募金の拡大に努めます。

(2) 歳末たすけあい募金の実施

①地域歳末たすけあい募金

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会及び関係機関・団体と連携して12月1日から31日までの間、市町の区域ごとに地域歳末たすけあい運動を実施します。

②NHK等歳末たすけあい

NHK津放局と連携して、12月1日から25日までNHK等歳末たすけあいを実施します。

3 多様な募金手法の展開

(1) 三重の企業等共同募金協力プログラムの推進

①三重の赤い羽根募金百貨店プロジェクト

令和6年度の実績を踏まえ、市町共同募金委員会と連携しながら本プロジェクトの参加企業拡大への取組みを進めます。

また、地域住民への認知度を高めるため、地域のイベント開催時に住民へPRします。

②三重の赤い羽根企業等応援団

共同募金運動へご協力いただく企業等へ本プログラム（寄付・募金活動寄付金以外の協力）の趣旨を周知するとともに、参加企業の拡大に努めます。

③三重のスポーツと共同募金連携取組み

スポーツの持つすばらしさと「じぶんのまちを良くするしくみ。」の共同募金連携取組み（スポーツチームとの協働事業、スポーツチームの募金活動への協力）を進めます。

(2) 法人募金、職域募金の拡大

法人募金、職域募金のこれまでの取組みを踏まえて、市町共同募金委員会と連携しながら新規開拓に努めます。

募金運動の期間拡大（1月～3月）に併せて、ダイレクトメールにより法人募金を依頼します。

(3) インターネット募金の推進

インターネットの普及にともない、寄付者の利便性を高めるためインターネット募金取組み方針（市町委員会単位の二次元コード、テーマ型募金の応募団体の二次元コード設定等）に基づき取組みを推進します。

(4) 新たな募金方法の推進

募金百貨店プロジェクト、UMO Uプロジェクト、自動販売機の設置、インターネット募金等の新たな募金方法については、広報パンフレットやホームページを活用して取組みを推進するとともに、新たな募金方法の推進に積極的に取り組む市町共同募金委員会に助成を行い支援します。

(5) テーマ型募金の実施

期間拡大期（1月～3月）にテーマ型募金に取組み、活動団体へ積極的に参加を呼びかけます。

(6) 民間資金による助成事業への協力

①中央競馬馬主社会福祉財団

中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の審査、推薦について中央共同募金会を通じて行います。

②車両競技公益資金記念財団

車両競技公益資金記念財団助成事業を推進します。

③受配者指定寄付金制度

受配者指定寄付について、適正に審査等を行います。

4 災害たすけあい

(1) 被災地の復興支援

災害が発生し、災害救助法が適用された被災地の被災者支援のため、マスコミ、関係機関・団体の協力を得て、義援金の受け入れ及び送金に関する業務を行います。

(2) 災害等準備金の積立・拠出

災害等の発生その他特別の事情があった場合に備えて、募金の一部を準備金として積み立てます。

また、災害等が発生した場合は、災害支援制度運営要綱等に基づき県内及び県外に拠出して活動団体等を支援します。

5 課題に直面する人々を支援するための活動支援

令和7年度も全国共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」が引き続き実施されます。本県においても助成事業の際には、居場所を失った人や外国にルーツがある人々など困難に直面する人々を支援していきます。

6 顕彰・表彰

(1) 表彰・感謝状の贈呈

共同募金運動の推進に功績のあった個人・団体及び高額寄付者に対して表彰状又は感謝状の贈呈を行います。

(2) 表彰・感謝状候補者の推薦

中央共同募金会、三重県知事及び厚生労働大臣への顕彰候補者の推薦を行います。

(3) 寄付金贈呈式の実施

共同募金会への寄付については、贈呈式を行うとともに寄付者へ感謝状を交付します。また、機会をとらえて幅広く県民の皆さんに周知します。